

市税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

徴収の猶予とは

次の理由により、市税を一時に納められないときは、納めることができない金額を限度として1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内）の期間に限り、本人の申請に基づいて徴収を猶予する制度です。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったとき。
- ②納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。
- ③事業を廃止し、または休止したとき。
- ④事業について著しい損失を受けたとき。

※「著しい損失を受けたとき」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失（赤字）が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の納期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したとき。 など

換価の猶予とは

次の理由により、すでに差し押さえられている財産、あるいは今後差し押さえるの対象となりうる財産の換価を1年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内）の期間に限り猶予する制度です。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

- ①納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ②財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあり、猶予を受ける市税の納期限から6ヶ月以内に申請書が提出されていること。
- ③猶予を受ける市税以外の市税に滞納がないこと。

※申請による換価の猶予は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、古河市長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

猶予が認められると

- 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- 財産の差し押さえや換価が猶予されます。

猶予の取消とは

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- 分割納付計画のとおり納付がないとき。
- 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納になったとき。 など

申請手続き

●提出する書類

- ①「徴収猶予申請書」または「換価の猶予申請書」
- ②事実を証する書類
※り災証明書、医師による診断書、医療費の領収書、廃業届、商業登記簿 など
- ③資産及び負債の状況を明らかにする書類
- ④収支の状況（実績及び今後の見込み）
- ⑤担保に関する書類（担保を提供する場合）

●申請の期限

- ・徴収の猶予：表面「徴収の猶予とは」欄の①から④に該当する場合は、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。また、表面⑤に該当する場合は、納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。
- ・換価の猶予：猶予を受けようとする市税の納期限から6ヶ月以内に申請してください。

●猶予の許可または不許可

提出された申請書等の内容を審査した後、市から猶予の許可または不許可を通知します。猶予が許可された場合は「猶予許可通知書」に記載された納付計画のとおりにより納付する必要があります。

担保の提供とは

猶予申請をする場合には、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

地方税法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債及び地方債
- ・市長が確実と認める社債その他の有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が確実と認める保証人の保証 など

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる財産がないといった事情がある場合

・市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに市役所（古河庁舎）収納課徴収対策係にご相談ください。

・市税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞金がかかります。
また、督促状及び催告書の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

・問合せ先 古河市役所財政部収納課徴収対策係 代表 0280-22-5111